

# 空家活用事業補助金申請者の皆さん

補助対象工事期間は、**補助金交付決定を受けた日から当該年度の2月末日**です。

空家の改修（補助対象事業）が完了した場合は、速やかに以下の書類を提出してください。



## 空家の改修工事完了後に提出する書類

- 恩納村空家活用事業（住宅リフォーム）補助金実績報告書（様式第8号）
- 補助対象工事費の契約書及び要した経費の内訳が確認できる書類
- 領収書の写し
- 補助対象事業施工前、施工中、施工後の当該箇所の写真
- その他村長が必要と認める書類

## 提出・お問い合わせ先

＼何かご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください／

恩納村役場 定住促進室（担当：玉城）  
〒904-9492 恩納村字恩納2451番地  
【TEL】098-966-1201 【Mail】teijuu@vill.onna.lg.jp

## 必ずお読みください

### 【恩納村空家活用事業補助金交付要綱】※一部抜粋

#### (交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第15条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定の前に、補助事業に着手したとき
- (3) 居住するための目的以外の別荘、民泊、店舗、建売住宅等の使用及び不動産業を営む者またはこれと同等と認められる者が所有するもの認められたとき
- (4) 申請者が、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に補助対象物件の取壊しを行ったとき(村長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。)
- (5) 申請者が、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に転居又は転出したとき(村長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。)
- (6) 申請者が、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に補助対象物件である空家であった住宅を第三者に売却、譲渡及び転貸したとき(村長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。)
- (7) この要綱の規定に違反したとき
- (8) 補助金の交付申請の日の属する年度内に補助対象事業を完了することができないと認められるとき
- (9) 前各号に掲げられるもののほか、村長が特に必要と認めたとき

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、恩納村空家活用事業補助金返還命令書(様式第11号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。